



金 沢 市 公 報

第3211号

令和8年(2026年)4月1日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
●告 示	
○ふるさと納税寄附金等に係る指定納付受託者の指定について (地域力再生課)	2
○金沢市電子申請サービスを通じて納付する使用料、手数料等に係る指定納付受託者の指定について (デジタル政策課)	2
○いしかわ施設予約サービスを通じて納付する使用料等に係る指定納付受託者の指定について (")	3
○金沢市自転車等駐車場条例の規定に基づく暫定自転車等駐車場の指定について (交通政策課)	3
○包括外部監査契約の締結について (総 務 課)	4
○地域総合整備資金貸付金償還金の徴収に関する事務の指定公金事務取扱者への委託について (財 政 課)	4
○令和8年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したことについて (資 産 税 課)	5
○令和3年告示第131号(金沢市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定について)の一部改正について (文化財保護課)	5
○勝馬投票券発売金収入(キャッシュレス投票によるものに限る。)に係る指定納付受託者の指定について (農業水産振興課)	5
○地縁による団体の告示された事項の変更にいて (市民協働推進課)	5
○計量器の定期検査の実施について (ダイバーシティ人権政策課)	6
○市民課で納付する使用料等に係る指定納付受託者の指定について (市 民 課)	6
○市民課で納付する手数料等に係る指定納付受託者の指定について (")	7
○戸籍謄本等の交付手数料の徴収事務の指定公金事務取扱者への委託について(2件) (")	7
○令和8年度の国民健康保険料の料率等について (保険年金課)	8
○生活保護法等の規定に基づく介護機関の指定について (生活支援課)	11
○生活保護法等の規定に基づく指定介護機関の廃止について (")	11
○児童福祉法の規定による事業者の指定について (障害福祉課)	12
○児童福祉法の規定による事業の廃止について (")	12
○児童福祉法の規定による事業者の指定について (")	13
○児童福祉法の規定による事業の廃止について (")	13
○身体障害者福祉法の規定に基づく診断を担当させる医師の指定について (")	13
○身体障害者福祉法の規定に基づく診断を担当させる医師の指定の辞退について (")	14
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による事業者の指定について (")	15
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による事業の廃止について (")	15
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による事業者の指定について (")	16
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による事業の廃止について (")	16
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく指定自立支援医療機関の指定について (")	16
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新について (")	16
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退について (")	17
○子ども・子育て支援法の規定による特定教育・保育施設の確認について (保育幼稚園課)	17
○子ども・子育て支援法の規定による特定子ども・子育て支援施設等の確認について (")	17
○粗大ごみ及び臨時多量ごみに係る戸別収集手数料に係る指定納付受託者の指定について (ごみ減量推進課)	18

○平成28年告示第110号（災害対策基本法の規定に基づく指定緊急避難場所の指定について）の一部改正について（危機管理課）	18
○平成28年告示第111号（災害対策基本法の規定に基づく指定避難所の指定について）の一部改正について（「 」）	19
○普通徴収に係る介護保険料等の収納事務の委託について（会 計 課）	19
○石川中央都市圏域消防通信指令事務協議会の設置について（情報指令課）	20
●公 告	
○予防接種を行うことについて（2件）（健康政策課）	22

○金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例の規定によるまちづくりに関する協定の締結について（都市計画課）	24
○建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定の取消しについて（建築指導課）	27
○建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定の一部取消しについて（「 」）	27
●公営企業公告	
○令和8年度の下水道事業受益者負担金の賦課対象区域について（下水道整備課）	27

告 示

●金沢市告示第84号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和8年4月1日

金沢市長 村 山 卓

1 指定納付受託者の名称、事務所の所在地及び指定をした日

名 称	事務所の所在地	指定をした日
株式会社トラストバンク	東京都品川区上大崎3丁目1番1号	令和8年4月1日
GMOペイメントゲートウェイ株式会社	東京都渋谷区道玄坂1丁目2番3号	令和8年4月1日
楽天グループ株式会社	東京都世田谷区玉川1丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス	令和8年4月1日
株式会社アイモバイル	東京都渋谷区渋谷三丁目26番20号 関電不動産渋谷ビル8階	令和8年4月1日
P a y P a y 株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号	令和8年4月1日
株式会社さとふる	東京都中央区京橋2丁目2番1号 京橋エドグラン13階	令和8年4月1日
株式会社JR東日本ネットステーション	東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目33番8号 S O U T H G A T E 新宿9階	令和8年4月1日
株式会社DGフィナンシャルテクノロジー	東京都渋谷区恵比寿南3丁目5番7号	令和8年4月1日
アマゾンジャパン合同会社	東京都目黒区下目黒1丁目8番1号	令和8年4月1日

2 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる歳入

ふるさと納税寄附金及び金沢マラソンチャリティーランナー枠寄附金（指定納付受託者が提供するインターネットによる公金支払システム及びその決済基盤を利用して納付されるものに限る。）

3 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

●金沢市告示第85号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和8年4月1日

金沢市長 村 山 卓

1 指定納付受託者の名称、事務所の所在地及び指定をした日

名 称	事務所の所在地	指定をした日
SB ペイメントサービス株式会社	東京都港区海岸一丁目7番1号	令和8年4月1日

2 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる歳入

金沢市電子申請サービスを通じて納付する使用料、手数料等

3 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

●金沢市告示第86号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和8年4月1日

金沢市長 村 山 卓

1 指定納付受託者の名称、事務所の所在地及び指定をした日

名 称	事務所の所在地	指定をした日
ウェルネット株式会社	北海道札幌市中央区大通東10丁目11番地4	令和8年4月1日

2 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる歳入

いしかわ施設予約サービスを通じて納付する使用料等

3 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

●金沢市告示第87号

金沢市自転車等駐車場条例（平成3年条例第1号）第17条第1項の規定により次の施設を暫定自転車等駐車場として指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和8年4月1日

金沢市長 村 山 卓

名 称	位 置	駐車できる 自転車等の区分	入場及び 出場の時間	利用に供する期間
金沢市営兼六園下暫定自転車駐車場	金沢市小將町21番地	自転車 原動機付自転車 小型自動二輪車 大型自動二輪車等	午前零時から 午後12時まで	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで
金沢市営武蔵自転車駐車場	金沢市武蔵町424番地1	自転車 原動機付自転車 小型自動二輪車 大型自動二輪車等	午前零時から 午後12時まで	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで
金沢市営森本駅東第2自転車駐車場	金沢市弥勒町イ10番地26	自転車	午前零時から 午後12時まで	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで
金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場	金沢市広岡1丁目116番地1	自転車 原動機付自転車 小型自動二輪車 大型自動二輪車等	午前零時から 午後12時まで	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで
金沢市営堅町自転車駐車場	金沢市堅町114番地1	自転車 原動機付自転車	午前零時から 午後12時まで	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで

金沢市営此花町自転車駐車場	金沢市此花町210番地	自転車 原動機付自転車 小型自動二輪車 大型自動二輪車等	午前零時から 午後12時まで	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで
金沢市営堅町第 2 暫定自転車駐車場	金沢市堅町86番地 1	自転車	午前零時から 午後12時まで	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで
金沢市営北間駅前自転車駐車場	金沢市北間町イ78番地1	自転車	午前零時から 午後12時まで	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで

備考

- この表において「自転車」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第 2 条第 1 項第11号の 2 に規定する自転車（2 輪又は 3 輪のものに限る。）及び身体障害者用の車いすをいう。
- この表において「原動機付自転車」とは、道路交通法第 2 条第 1 項第10号に規定する原動機付自転車（2 輪又は 3 輪のものに限る。）をいう。
- この表において「小型自動二輪車」とは、道路交通法第 3 条に規定する普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）で総排気量が0.125リットル以下のものをいう。
- この表において「大型自動二輪車等」とは、道路交通法第 3 条に規定する大型自動二輪車（側車付きのものを除く。）及び同条に規定する普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）で総排気量が0.125リットルを超えるものをいう。

●金沢市告示第88号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第 1 項の規定により包括外部監査契約（以下「契約」という。）を締結したので、同条第 6 項の規定により次のとおり告示します。

令和 8 年 4 月 1 日

金沢市長 村 山 卓

- 契約の期間の始期
令和 8 年 4 月 1 日
- 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用の額並びに執行費用及び実費の額の合計額
- 契約を締結した者の氏名及び住所
石橋 勇一
金沢市笠舞 2 丁目13番16号
- 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告の提出後に一括で支払う。ただし、必要に応じ、概算で支払う。

●金沢市告示第89号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の 2 第 1 項の規定により地域総合整備資金貸付金償還金の徴収に関する事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第 3 号）第 53条第 3 項の規定により告示します。

令和 8 年 4 月 1 日

金沢市長 村 山 卓

- 指定公金事務取扱者の名称、事務所の所在地、指定をした日及び委託をした日

名 称	事務所の所在地	指定をした日	委託をした日
一般財団法人地域総合整備財団	東京都千代田区麹町 4 丁目 8 番 1 号	令和 8 年 4 月 1 日	令和 8 年 4 月 1 日

- 委託した公金事務に係る歳入
地域総合整備資金貸付金償還金
- 委託した期間

令和 8 年 4 月 1 日から貸付金に係る償還が終了する日まで

●金沢市告示第90号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第 1 項の規定により令和 8 年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 8 年 4 月 1 日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市告示第91号

令和 3 年告示第131号（金沢市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定について）の一部を次のように改正します。

令和 8 年 4 月 1 日

金沢市長 村 山 卓

表中

歴史資料	ほんせんじかんけいしりょう 本泉寺関係資料	2,505 点	金沢市二俣町子 8 番地 宗教法人 本泉寺	指定令和 7 年 3 月 21 日	を
歴史資料	ほんせんじかんけいしりょう 本泉寺関係資料	2,505点	金沢市二俣町子 8 番地 宗教法人 本泉寺	指定令和 7 年 3 月21日	に
考古資料	かみやちこふんぐんしゆつどひん 神谷内古墳群出土品	54点	金沢市広坂 1 丁目 1 番 1 号 金沢市	指定令和 8 年 4 月 1 日	
建造物	ほうせんじさんもん つけたり むなふだ 法船寺山門 附 棟札	1 棟 2 枚	金沢市中央通町11番46号 宗教法人 法船寺	指定令和 8 年 4 月 1 日	」

改める。

●金沢市告示第92号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 8 年 4 月 1 日

金沢市長 村 山 卓

1 指定納付受託者の名称、事務所の所在地及び指定をした日

名 称	事務所の所在地	指定をした日
高知県競馬組合	高知県高知市長浜宮田2000番地	令和 8 年 3 月 1 日

2 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる歳入

勝馬投票券発売金収入（キャッシュレス投票によるものに限る。）

3 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間

令和 8 年 3 月11日から同月 1 日付けキャッシュレス投票システム利用に関する協定の終了の日まで

●金沢市告示第93号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第11項の規定により地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和 8 年 4 月 1 日

金沢市長 村 山 卓

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
-----	------	-------	-------	-------

銚子町町会	代表者の氏名及び住所	米田 公樹 金沢市銚子町イ110番地	福島 敏 金沢市銚子町ト197番地 1	令和8年 4月1日
福久南町会	代表者の氏名及び住所	佐藤 浩 金沢市福久町へ68番地 2	瀬戸 伸夫 金沢市福久町へ28番地 1	
牧町町会	代表者の氏名及び住所	牧野 佳信 金沢市牧町ヌ41番地	小村 実 金沢市牧町ヌ62番地	
中山町町会	主たる事務所の所在地	金沢市中山町ハ185番地 1	金沢市中山町ハ 8 番地	
	代表者の氏名及び住所	今本 秀司 金沢市中山町ハ185番地 1	山下 克俊 金沢市中山町ハ 8 番地	
小豆沢町町会	主たる事務所の所在地	金沢市小豆沢町ニ188番地	金沢市小豆沢町ニ175番地	
	代表者の氏名及び住所	荒井 進一 金沢市小豆沢町ニ188番地	喜多 栄二 金沢市小豆沢町ニ175番地	
金石今町町会	主たる事務所の所在地	金沢市金石今町 2 番 6 号	金沢市金石今町 6 番 6 号	
	代表者の氏名及び住所	越田 武彦 金沢市金石今町 2 番 6 号	宮川 義章 金沢市金石今町 6 番 6 号	
高柳町町会	代表者の氏名及び住所	佐藤 博 金沢市高柳町 6 の14番地 4	板谷 昭則 金沢市高柳町チ176番地	

●金沢市告示第94号

計量法（平成4年法律第51号）第21条第1項の規定により特定計量器の定期検査を行うので、同条第2項の規定により次のとおり告示します。

令和8年4月1日

金沢市長 村 山 卓

1 定期検査を行う区域

泉小学校、泉野小学校、内川小学校、扇台小学校、押野小学校、四十万小学校、十一屋小学校、新神田小学校、西南部小学校、中央小学校、戸板小学校、富樫小学校、長坂台小学校、中村町小学校、西小学校、額小学校、伏見台小学校、緑小学校、三和小学校、三馬小学校、安原小学校、米泉小学校及び米丸小学校の児童通学区域

2 対象となる特定計量器

質量計

3 定期検査を行う期間

令和8年5月1日から令和9年3月31日まで

4 定期検査を行う場所

特定計量器の所在の場所

●金沢市告示第95号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和8年4月1日

金沢市長 村 山 卓

1 指定納付受託者の名称、事務所の所在地及び指定をした日

名 称	事務所の所在地	指定をした日
株式会社北國銀行	金沢市広岡 2 丁目12番 6 号	令和8年4月1日
株式会社北國クレジットサービス	金沢市広岡 2 丁目12番 6 号	令和8年4月1日

株式会社エンパシ	東京都品川区小山台1丁目8番5号	令和8年4月1日
----------	------------------	----------

- 2 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる歳入
市民課、市民センター及び資産税課で納付する使用料及び手数料、ITビジネスプラザ武蔵及び金沢未来のまち創造館で納付する使用料並びに金沢広域急病センターで納付する使用料、手数料及び雑入
- 3 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

●金沢市告示第96号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和8年4月1日

金沢市長 村 山 卓

- 1 指定納付受託者の名称、事務所の所在地及び指定をした日

名 称	事務所の所在地	指定をした日
ルミーズ株式会社	長野県小諸市本町3丁目2番25号	令和8年4月1日
ブリッジ・モーション・トゥモロー株式会社	東京都品川区西五反田7丁目7番7号	令和8年4月1日

- 2 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる歳入
市民課で納付する手数料及び雑入
- 3 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

●金沢市告示第97号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により戸籍謄本等の交付手数料の徴収に関する事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

令和8年4月1日

金沢市長 村 山 卓

- 1 指定公金事務取扱者の名称、事務所の所在地、指定をした日及び委託をした日

名 称	事務所の所在地	指定をした日	委託をした日
地方公共団体情報システム機構	東京都千代田区一番町25番地	令和7年4月1日	令和8年4月1日

- 2 委託した公金事務に係る歳入
 - (1) 戸籍の全部事項証明書及び個人事項証明書の交付手数料
 - (2) 住民票の写しの交付手数料
 - (3) 戸籍の附票の写しの交付手数料
 - (4) 印鑑登録証明書の交付手数料
 - (5) 所得・課税証明書の交付手数料
- 3 委託した期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

●金沢市告示第98号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により戸籍謄本等の交付手数料の徴収に関する事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

令和8年4月1日

金沢市長 村 山 卓

1 指定公金事務取扱者の名称、事務所の所在地、指定をした日及び委託をした日

名 称	事務所の所在地	指定をした日	委託をした日
日本郵便株式会社 北陸支社	金沢市上堤町1番15号	令和6年4月1日	令和8年4月1日

2 委託した公金事務に係る歳入

- (1) 戸籍謄本、戸籍抄本並びに戸籍の全部事項証明書、個人事項証明書及び一部事項証明書の交付手数料
- (2) 納税証明書の交付手数料
- (3) 住民票の写し及び住民票の除票の写しの交付手数料
- (4) 戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写しの交付手数料
- (5) 印鑑登録証明書の交付手数料

3 委託した期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

●金沢市告示第99号

金沢市国民健康保険条例（昭和34年条例第5号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定による基礎賦課額の保険料率並びに条例第31条第1項、条例第31条の3第1項及び同条第5項の規定により基礎賦課額から減額する額、条例第26条の6の5第1項の規定による後期高齢者支援金等賦課額の保険料率並びに条例第31条第5項において準用する同条第1項並びに条例第31条の3第3項において準用する同条第1項及び同条第7項において準用する同条第5項の規定により後期高齢者支援金等賦課額から減額する額、条例第26条の11第1項の規定による介護納付金賦課額の保険料率及び条例第31条第6項において準用する同条第1項の規定により介護納付金賦課額から減額する額並びに条例第26条の16第1項の規定による子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率並びに条例第31条第7項、条例第31条の3第4項において準用する同条第1項及び同条第8項において準用する同条第5項並びに条例第31条の5第1項の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額から減額する額は、次のとおりです。

令和8年4月1日

金沢市長 村 山 卓

1 基礎賦課額の保険料率

- (1) 所得割 総所得金額等の年100分の9.08
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき年24,000円
- (3) 世帯別平等割
 - 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
 - 1世帯につき年25,200円
 - 特定世帯
 - 1世帯につき年12,600円
 - 特定継続世帯
 - 1世帯につき年18,900円

2 基礎賦課額から減額する額

- (1) 条例第31条第1項第1号の減額する額
 - ア 被保険者1人につき年16,800円
 - イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
 - 1世帯につき年17,640円
 - 特定世帯
 - 1世帯につき年8,820円
 - 特定継続世帯
 - 1世帯につき年13,230円
- (2) 条例第31条第1項第2号の減額する額
 - ア 被保険者1人につき年12,000円
 - イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
 - 1世帯につき年12,600円
 - 特定世帯
 - 1世帯につき年6,300円
 - 特定継続世帯
 - 1世帯につき年9,450円

(3) 条例第31条第1項第3号の減額する額

- ア 被保険者1人につき年4,800円
- イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
 - 1世帯につき年5,040円
- 特定世帯 1世帯につき年2,520円
- 特定継続世帯 1世帯につき年3,780円

(4) 条例第31条の3第1項及び同条第5項の減額する額

- 条例第31条第1項第1号、第2号又は第3号により減額されている世帯以外の世帯
 - 対象の被保険者1人につき年12,000円
- 条例第31条第1項第1号により減額されている世帯
 - 対象の被保険者1人につき年3,600円
- 条例第31条第1項第2号により減額されている世帯
 - 対象の被保険者1人につき年6,000円
- 条例第31条第1項第3号により減額されている世帯
 - 対象の被保険者1人につき年9,600円

3 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

- (1) 所得割 総所得金額等の年100分の2.74
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき年11,280円
- (3) 世帯別平等割
 - 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
 - 1世帯につき年7,440円
 - 特定世帯 1世帯につき年3,720円
 - 特定継続世帯 1世帯につき年5,580円

4 後期高齢者支援金等賦課額から減額する額

(1) 条例第31条第5項において準用する同条第1項第1号の減額する額

- ア 被保険者1人につき年7,896円
- イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
 - 1世帯につき年5,208円
- 特定世帯 1世帯につき年2,604円
- 特定継続世帯 1世帯につき年3,906円

(2) 条例第31条第5項において準用する同条第1項第2号の減額する額

- ア 被保険者1人につき年5,640円
- イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
 - 1世帯につき年3,720円
- 特定世帯 1世帯につき年1,860円
- 特定継続世帯 1世帯につき年2,790円

(3) 条例第31条第5項において準用する同条第1項第3号の減額する額

- ア 被保険者1人につき年2,256円
- イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
 - 1世帯につき年1,488円
- 特定世帯 1世帯につき年744円
- 特定継続世帯 1世帯につき年1,116円

(4) 条例第31条の3第3項において準用する同条第1項及び同条第7項において準用する同条第5項の減額する額
条例第31条第5項において準用する同条第1項第1号、第2号又は第3号により減額されている世帯以外の世帯

- 対象の被保険者1人につき年5,640円
- 条例第31条第5項において準用する同条第1項第1号により減額されている世帯
 - 対象の被保険者1人につき年1,692円

条例第31条第5項において準用する同条第1項第2号により減額されている世帯
対象の被保険者1人につき年2,820円

条例第31条第5項において準用する同条第1項第3号により減額されている世帯
対象の被保険者1人につき年4,512円

5 介護納付金賦課額の保険料率

- (1) 所得割 総所得金額等の年100分の2.42
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき年12,360円
- (3) 世帯別平等割 1世帯につき年6,000円

6 介護納付金賦課額から減額する額

- (1) 条例第31条第6項において準用する同条第1項第1号の減額する額
 - ア 被保険者1人につき年8,652円
 - イ 1世帯につき年4,200円
- (2) 条例第31条第6項において準用する同条第1項第2号の減額する額
 - ア 被保険者1人につき年6,180円
 - イ 1世帯につき年3,000円
- (3) 条例第31条第6項において準用する同条第1項第3号の減額する額
 - ア 被保険者1人につき年2,472円
 - イ 1世帯につき年1,200円

7 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率

- (1) 所得割 総所得金額等の年100分の0.29
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき年1,260円
- (3) 18歳以上被保険者均等割 被保険者1人に年60円
- (4) 世帯別平等割
 - 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
1世帯につき年720円
 - 特定世帯
1世帯につき年360円
 - 特定継続世帯
1世帯につき年540円

8 子ども・子育て支援納付金賦課額から減額する額

- (1) 条例第31条第7項第1号の減額する額
 - ア 被保険者1人につき年924円
 - イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
1世帯につき年504円
 - 特定世帯
1世帯につき年252円
 - 特定継続世帯
1世帯につき年378円
- (2) 条例第31条第7項第2号の減額する額
 - ア 被保険者1人につき年660円
 - イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
1世帯につき年360円
 - 特定世帯
1世帯につき年180円
 - 特定継続世帯
1世帯につき年270円
- (3) 条例第31条第7項第3号の減額する額
 - ア 被保険者1人につき年264円
 - イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
1世帯につき年144円
 - 特定世帯
1世帯につき年72円
 - 特定継続世帯
1世帯につき年108円
- (4) 条例第31条の3第4項において準用する同条第1項及び同条第8項において準用する同条第5項の減額する額
条例第31条第7項第1号、第2号又は第3号により減額されている世帯以外の世帯

- 対象の被保険者1人につき年660円
 条例第31条第7項第1号により減額されている世帯
 対象の被保険者1人につき年198円
 条例第31条第7項第2号により減額されている世帯
 対象の被保険者1人につき年330円
 条例第31条第7項第3号により減額されている世帯
 対象の被保険者1人につき年528円
- (5) 条例第31条の5第1項の減額する額
 条例第31条第7項第1号、第2号又は第3号により減額されている世帯以外の世帯
 条例第31条の3第4項において準用する同条第1項により減額されている対象の被保険者1人につき年660円
 条例第31条の3第4項において準用する同条第1項により減額されていない対象の被保険者1人につき年1,320円
- 条例第31条第7項第1号により減額されている世帯
 条例第31条の3第4項において準用する同条第1項及び同条第8項において準用する同条第5項により減額されている対象の被保険者1人につき年198円
 条例第31条の3第4項において準用する同条第1項及び同条第8項において準用する同条第5項により減額されていない対象の被保険者1人につき年396円
- 条例第31条第7項第2号により減額されている世帯
 条例第31条の3第4項において準用する同条第1項及び同条第8項において準用する同条第5項により減額されている対象の被保険者1人につき年330円
 条例第31条の3第4項において準用する同条第1項及び同条第8項において準用する同条第5項により減額されていない対象の被保険者1人につき年660円
- 条例第31条第7項第3号により減額されている世帯
 条例第31条の3第4項において準用する同条第1項及び同条第8項において準用する同条第5項により減額されている対象の被保険者1人につき年528円
 条例第31条の3第4項において準用する同条第1項及び同条第8項において準用する同条第5項により減額されていない対象の被保険者1人につき年1,056円

●金沢市告示第100号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

令和8年4月1日

金沢市長 村 山 卓

事業所番号	事業所		事業者		指定 年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	所在地		
1770101580	グループホーム なでしこの丘	金沢市馬替2丁目7番地1	医療法人社団 扇寿会	金沢市馬替2丁目142番地	令和8年 4月1日	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護

●金沢市告示第101号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定介護機関から介護機関を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

令和8年4月1日

金沢市長 村 山 卓

事業所番号	事業所		事業者		廃止 年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	所在地		
1710119791	ヘルパース テーション きらり	金沢市上荒屋1 丁目79番地	公益社団法 人 石川勤 労者医療協 会	金沢市京町20番 3号	令和7年 12月31日	訪問介護
1710119791	通所介護ゆ らり	金沢市上荒屋1 丁目79番地	公益社団法 人 石川勤 労者医療協 会	金沢市京町20番 3号	令和7年 11月30日	通所介護
1760190775	訪問看護ス テーション まごころ24	金沢市上荒屋1 丁目79番地	公益社団法 人 石川勤 労者医療協 会	金沢市京町20番 3号	令和7年 9月30日	訪問看護 介護予防訪問看護

●金沢市告示第102号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により告示します。

令和8年4月1日

金沢市長 村 山 卓

事業所番号	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	事業者の 名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	障害児通所支 援の種類	主たる 対象者	指 定 年月日
1750103416	あさがおはびね す	金沢市小坂町 中35番地2	合同会社 en	金沢市諸江町 下丁215番地 6	放課後等デイ サービス	重症心身 障害児以 外	令和8年 3月1日
1750103424	金沢ゆとり学園	金沢市長坂2 丁目6番1号	一般社団法人 そら	金沢市長坂2 丁目6番1号	児童発達支援 放課後等デイ サービス 居宅訪問型児 童発達支援	重症心身 障害児	令和8年 3月1日
1750103432	金沢ゆとり学園 ひばり教室	金沢市窪3丁 目179番地11 号室	一般社団法人 そら	金沢市長坂2 丁目6番1号	児童発達支援 放課後等デイ サービス	重症心身 障害児	令和8年 3月1日

●金沢市告示第103号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により次の指定障害児通所支援事業者から当該指定障害児通所支援サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により告示します。

令和8年4月1日

金沢市長 村 山 卓

事業所番号	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	事業者の 名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	障害児通所支 援の種類	主たる 対象者	廃 止 年月日
-------	-------------	---------------	-------------	--------------------	----------------	------------	------------

1750102806	金沢ゆとり学園	金沢市長坂2丁目6番1号	一般社団法人ゆとり学園	金沢市富樫2丁目5番42-1号	児童発達支援 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児	令和8年3月1日
1750102947	金沢ゆとり学園 ひばり教室	金沢市窪3丁目179番地11号室	一般社団法人ゆとり学園	金沢市富樫2丁目5番42-1号	児童発達支援 放課後等デイサービス	重症心身障害児	令和8年3月1日

●金沢市告示第104号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号の規定により指定障害児相談支援事業者として次のとおり指定したので、同法第24条の37の規定により告示します。

令和8年4月1日

金沢市長 村 山 卓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	相談支援の種類	主たる対象者	指 定 年月日
1770103057	金沢ゆとり学園 ことり教室	金沢市長坂2丁目6番1号	一般社団法人そら	金沢市長坂2丁目6番1号	障害児相談支援	特定なし	令和8年3月1日

●金沢市告示第105号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の32第2項の規定により次の指定障害児相談支援事業者から当該指定障害児相談支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第24条の37の規定により告示します。

令和8年4月1日

金沢市長 村 山 卓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	主たる対象者	廃 止 年月日
1770102844	金沢ゆとり学園 ことり教室	金沢市長坂2丁目6番1号	一般社団法人ゆとり学園	金沢市富樫2丁目5番42-1号	特定なし	令和8年3月1日

●金沢市告示第106号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により診断を担当する医師として次のとおり指定したので、金沢市身体障害者福祉法施行細則（平成8年規則第63号）第2条の規定により告示します。

令和8年4月1日

金沢市長 村 山 卓

医療機関の名称	所 在 地	診療科目	医師の氏名	指定年月日
国立大学法人 金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	眼科	鈴木 俊也	令和8年1月1日
医療法人社団浅ノ川 心臓血管センター金沢循環器病院	金沢市田中町は16番地	心臓血管外科	坂倉 怜欧	令和8年1月1日
医療法人社団浅ノ川 心臓血管センター金沢循環器病院	金沢市田中町は16番地	心臓血管外科	谷 一宏	令和8年1月1日
医療法人社団浅ノ川 心臓血管センター金沢循環器病院	金沢市田中町は16番地	循環器内科	吉田 太治	令和8年1月1日
医療法人社団浅ノ川 心臓血管センター金沢循環器病院	金沢市田中町は16番地	循環器内科	西川 諒	令和8年1月1日

医療法人社団浅ノ川 心臓血管センター金沢循環器病院	金沢市田中町は16番地	循環器内科	井ノ口 安紀	令和8年1月1日
医療法人社団浅ノ川 心臓血管センター金沢循環器病院	金沢市田中町は16番地	循環器内科	田村 祐大	令和8年1月1日
医療法人社団浅ノ川 心臓血管センター金沢循環器病院	金沢市田中町は16番地	循環器内科	木村 竜介	令和8年1月1日
医療法人社団浅ノ川 心臓血管センター金沢循環器病院	金沢市田中町は16番地	循環器内科	北 義人	令和8年1月1日
独立行政法人国立病院機構 金沢 医療センター	金沢市下石引町1番1号	内科	吉野 裕貴	令和8年1月1日
独立行政法人国立病院機構 医王 病院	金沢市岩出町二73番地1	外科	横井 健二	令和8年1月1日
国立大学法人 金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	小児科	井上 なつみ	令和8年1月1日
国立大学法人 金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	小児科	宮澤 英恵	令和8年1月1日
国立大学法人 金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	小児科	坂井 勇太	令和8年1月1日
金沢赤十字病院	金沢市三馬2丁目251番地	整形外科	山室 裕紀	令和8年1月1日
金沢赤十字病院	金沢市三馬2丁目251番地	整形外科	金山 智之	令和8年1月1日
金沢赤十字病院	金沢市三馬2丁目251番地	内科	安田 康平	令和8年1月1日
国立大学法人 金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	眼科	竹森 勇人	令和8年1月1日
公益社団法人石川勤労者医療協会 城北病院	金沢市京町20番3号	外科	爲澤 帆純	令和8年1月1日
医療法人社団博友会 金沢西病院	金沢市駅西本町6丁目15番41 号	内科	五十嵐 厚	令和8年4月1日
国立大学法人 金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	神経内科	吉村 敬介	令和8年4月1日
国立大学法人 金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	呼吸器内科	木場 隼人	令和8年4月1日
国立大学法人 金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	呼吸器内科	湯浅 瑞希	令和8年4月1日
医療法人社団竜山会 金沢古府記 念病院	金沢市古府1丁目150番地	内科	浅井 悠貴	令和8年4月1日
石川県立中央病院	金沢市鞍月東2丁目1番地	整形外科	島野 隼	令和8年4月1日
医療法人社団白銀会 林病院	金沢市本町1丁目2番27号	内科	河野 匡哉	令和8年4月1日
医療法人社団K a N a D e やまと@ホームクリニック	金沢市西泉2丁目1番地	内科	鶴山 祐子	令和8年4月1日
医療法人社団K a N a D e やまと@ホームクリニック	金沢市西泉2丁目1番地	外科	川上 恭平	令和8年4月1日
医療法人H A P P Y 金沢はっぴいクリニック	金沢市伏見台1丁目1番1号	内科	守屋 有佳	令和8年4月1日
医療法人社団誠医会 小橋はっぴいクリニック	金沢市小橋町1番8号	内科	松江 俊英	令和8年4月1日

●金沢市告示第107号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を辞退する旨の届出があったので、金沢市身体障害者福祉法施行細則（平成8年規則第63号）第2条の規定により告示します。

令和8年4月1日

金沢市長 村 山 卓

医療機関の名称	所 在 地	診療科目	医師の氏名	辞退年月日
---------	-------	------	-------	-------

医療法人社団浅ノ川 浅ノ川総合病院	金沢市小坂町中83番地	眼科	吉良 雅美	令和7年8月31日
独立行政法人国立病院機構 金沢医療センター	金沢市下石引町1番1号	整形外科	河合 雅文	令和7年9月30日
独立行政法人地域医療機能推進機構 金沢病院	金沢市沖町ハ15番地	麻酔科	喜多 正樹	令和7年12月1日
独立行政法人地域医療機能推進機構 金沢病院	金沢市沖町ハ15番地	整形外科	大森 隆昭	令和7年12月1日
独立行政法人地域医療機能推進機構 金沢病院	金沢市沖町ハ15番地	麻酔科	大村 繁夫	令和7年12月1日
独立行政法人地域医療機能推進機構 金沢病院	金沢市沖町ハ15番地	内科	油尾 亨	令和7年12月1日
医療法人社団 香林坊メディカルクリニック	金沢市香林坊2丁目9番10号	内科	小山 有	令和7年12月31日
医療法人社団博友会 アカシアクリニック	金沢市栗崎町4丁目80番2号	外科	宮田 浩	令和7年12月11日
医療法人社団中央会 金沢有松病院	金沢市有松5丁目1番7号	内科	瀬澤 英幸	令和7年11月18日

●金沢市告示第108号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により告示します。

令和8年4月1日

金沢市長 村 山 卓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象者	指定年月日
1710106111	短期入所 金沢新保本	金沢市新保本1丁目411番地2	ソーシャルインクルー株式会社	東京都品川区南大井6丁目25番3号	短期入所	身体障害者 知的障害者 精神障害者	令和8年3月1日
1720105533	ソーシャルインクルーホーム金沢新保本	金沢市新保本1丁目411番地2	ソーシャルインクルー株式会社	東京都品川区南大井6丁目25番3号	共同生活援助	身体障害者 知的障害者 精神障害者	令和8年3月1日

●金沢市告示第109号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の規定により告示します。

令和8年4月1日

金沢市長 村 山 卓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象者	廃止年月日
1710105576	self-A・B2金沢	金沢市しじま台2丁目28番地10	株式会社A-rise	白山市徳丸町367番地1	就労継続支援A型	特定なし	令和8年4月1日

●金沢市告示第110号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項及び第51条の17第1項第1号の規定により指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の30第1項及び第2項の規定により告示します。

令和8年4月1日

金沢市長 村 山 卓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	相談支援の種類	主たる対象者	指定年月日
1730105408	金沢ゆとり教室ことり教室	金沢市長坂2丁目6番1号	一般社団法人そら	金沢市長坂2丁目6番1号	計画相談支援	特定なし	令和8年3月1日

●金沢市告示第111号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第4項の規定により次の指定特定相談支援事業者から当該指定計画相談支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の30第2項の規定により告示します。

令和8年4月1日

金沢市長 村 山 卓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	相談支援の種類	主たる対象者	廃止年月日
1730104989	金沢ゆとり学園 ことり教室	金沢市長坂2丁目6番1号	一般社団法人金沢ゆとり学園	金沢市富樫2丁目5番42-1号	計画相談支援	特定なし	令和8年3月1日

●金沢市告示第112号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により次の医療機関を指定自立支援医療機関として指定したので、同法第69条の規定により告示します。

令和8年4月1日

金沢市長 村 山 卓

薬局

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指定年月日
まるちゃん薬局金沢長町店	金沢市長町2丁目2番3号	育成医療、更生医療	令和7年9月1日
金沢駅前はあと薬局	金沢市本町2丁目15番1号ポルテ金沢1階	育成医療、更生医療	令和8年3月1日

●金沢市告示第113号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定の更新をしたので、同法第69条の規定により告示します。

令和8年4月1日

金沢市長 村 山 卓

1 病院

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指定更新年月日
医療法人社団 西インター内科・透析クリニック	金沢市高島2丁目181番地	育成医療、更生医療	令和8年4月1日

2 薬局

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指定更新年月日
アルプ薬局寺町店	金沢市寺町2丁目8番2-1号	育成医療、更生医療	令和8年1月1日
八日市あおぞら薬局	金沢市八日市4丁目364番地	育成医療、更生医療	令和8年1月1日
あさぎ薬局	金沢市鳴和1丁目3番12号 桂ビル1F	育成医療、更生医療	令和8年1月1日
クスリのアオキ大河端薬局	金沢市大河端西1丁目111番地	育成医療、更生医療	令和8年1月1日
クスリのアオキ玉鉾薬局	金沢市玉鉾1丁目27番地	育成医療、更生医療	令和8年1月1日
しんたて薬局	金沢市本多町3丁目10番15号 押野谷ビル1階	育成医療、更生医療	令和8年4月1日
木曳野らいふ薬局	金沢市寺中町ホ42番地7	育成医療、更生医療	令和8年4月1日
スギ薬局 石川県庁前店	金沢市藤江北4丁目280番地	育成医療、更生医療	令和8年4月1日
スギ薬局 金沢昭和町店	金沢市昭和町6番23号	育成医療、更生医療	令和8年4月1日
クスリのアオキ伏見台薬局	金沢市伏見台2丁目7番5号	育成医療、更生医療	令和8年4月1日

●金沢市告示第114号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により次の医療機関から同法第54条第2項により指定された指定自立支援医療機関を辞退する旨の届出があったので、同法第69条の規定により告示します。

令和8年4月1日

金沢市長 村 山 卓

薬局

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	辞退年月日
ホンダ薬局	金沢市千日町7番2号	育成医療、更生医療	令和7年11月30日
まるちゃん薬局 金沢長町店	金沢市長町2丁目2番3号	育成医療、更生医療	令和7年9月1日
スクエア香林坊あおぞら薬局	金沢市香林坊2丁目8番15号	育成医療、更生医療	令和7年12月31日
のまち薬局	金沢市野町2丁目4番11号	育成医療、更生医療	令和8年1月31日
金沢駅前はあと薬局	金沢市本町2丁目15番1号	育成医療、更生医療	令和8年2月28日

●金沢市告示第115号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の規定により、特定教育・保育施設として次のとおり確認したので、同法第41条の規定により告示します。

令和8年4月1日

金沢市長 村 山 卓

施設の名称	施設の所在地	設置者の名称	施設の種類	確 認 年月日	事業開始 年月日
セルホーといた	金沢市戸板2丁目102番	社会福祉法人 真誠樹会	保育所型認定 こども園	令和8年 2月27日	令和8年 4月1日
聖ヨゼフ幼稚園	金沢市広坂1丁目1番54号	学校法人 石川カトリック学園	幼稚園	令和8年 2月27日	令和8年 4月1日

●金沢市告示第116号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定により、特定子ども・子育て支援施設等として次のとおり確認したので、同法第58条の11の規定により告示します。

令和8年4月1日

金沢市長 村 山 卓

預かり保育事業

施設の名称	施設の所在地	提供者の名称	施設の種類	確 認 年月日	事業開始 年月日	子ども・子育て 支援法施行規則 第28条の18第3 項を満たしてい るか否かの別
セルホーといた	金沢市戸板2丁目 102番地	社会福祉法人真 誠樹会	認定こども園	令和8年 3月1日	令和8年 4月1日	満たしている

一時預かり事業

施設の名称	施設の所在地	提供者の名称	施設の種類	確 認 年月日	事業開始 年月日
天徳幼稚園	金沢市小立野4丁 目4番4号	学校法人天徳幼 稚園	認定こども園	令和8年 3月1日	令和8年 4月1日

●金沢市告示第117号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和8年4月1日

金沢市長 村 山 卓

1 指定納付受託者の名称、事務所の所在地及び指定をした日

名 称	事務所の所在地	指定をした日
株式会社エフレジ	大阪府大阪市北区大深町4番20号 グランフ ロント大阪タワーA	令和8年4月1日

2 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる歳入

粗大ごみ及び臨時多量ごみに係る戸別収集手数料

3 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

●金沢市告示第118号

平成28年告示第110号（災害対策基本法の規定に基づく指定緊急避難場所の指定について）の一部を次のように改正します。

令和8年4月1日

金沢市長 村 山 卓

表中507の項を510の項とし、380の項から506の項までを3項ずつ繰り下げ、379の項を381の項とし、同項の次に次のように加える。

382	打木町さくら公園	金沢市打木町東2030番地	○	○		○		令和8年 4月1日	
-----	----------	---------------	---	---	--	---	--	--------------	--

表中378の項を380の項とし、147の項から377の項までを2項ずつ繰り下げ、146の項を147の項とし、同項の次に次のように加える。

148	金沢星稜大学星稜スポーツセン ター	金沢市御所町西1番地	○	○	○	○	○	令和8年 4月1日	
-----	----------------------	------------	---	---	---	---	---	--------------	--

表中145の項を146の項とし、66の項から144の項までを1項ずつ繰り下げ、65の項を次のように改める。

65	金沢市立兼六小学校	金沢市小將町1番15号	○	○	○	○	○	平成27年 10月26日	令和7年 9月1日
----	-----------	-------------	---	---	---	---	---	-----------------	--------------

表中65の項を66の項とし、34の項から64の項までを1項ずつ繰り下げ、33の項の次に次のように加える。

34	泉野おあしす広場	金沢市泉野町6丁目21番	○	○	○	○		令和8年 4月1日	
----	----------	--------------	---	---	---	---	--	--------------	--

●金沢市告示第119号

平成28年告示第111号（災害対策基本法の規定に基づく指定避難所の指定について）の一部を次のように改正します。

令和8年4月1日

金沢市長 村 山 卓

表中

35	金沢市立兼六小学校	金沢市兼六元町7番15号	平成27年10月26日		を
35	金沢市立兼六小学校	金沢市小將町1番15号	平成27年10月26日	令和7年9月1日	に

改め、215の項を216の項とし、75の項から214の項までを1項ずつ繰り下げ、74の項の次に次のように加える。

75	金沢星稜大学星稜スポーツセンター	金沢市御所町西1番地	令和8年4月1日	
----	------------------	------------	----------	--

●金沢市告示第120号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により普通徴収に係る介護保険料等の収納に関する事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

令和8年4月1日

金沢市長 村 山 卓

1 指定公金事務取扱者の名称、事務所の所在地、指定をした日及び委託をした日

名称	事務所の所在地	指定をした日	委託をした日
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町4丁目6番7号	令和7年4月1日	令和8年4月1日
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南1丁目8番27号	令和7年4月1日	令和8年4月1日
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南九条西5丁目421番地	令和7年4月1日	令和8年4月1日
株式会社セブン－イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8	令和7年4月1日	令和8年4月1日
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦3丁目1番21号	令和7年4月1日	令和8年4月1日
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	令和7年4月1日	令和8年4月1日
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1	令和7年4月1日	令和8年4月1日
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町3丁目10番1号	令和7年4月1日	令和8年4月1日
株式会社ローソン	東京都品川区大崎1丁目11番2号	令和7年4月1日	令和8年4月1日

ビリングシステム株式会社	東京都千代田区内幸町 1 丁目 2 番 2 号	令和 7 年 4 月 1 日	令和 8 年 4 月 1 日
ウェルネット株式会社	北海道札幌市中央区大通東 10 丁目 11 番地 4	令和 7 年 4 月 1 日	令和 8 年 4 月 1 日

2 委託した公金事務に係る歳入

- (1) 普通徴収に係る介護保険料
- (2) 住宅使用料及び市営住宅駐車場使用料
- (3) 学校給食費及び教職員等給食費
- (4) 金沢市財務規則様式第20号による納入通知書及び様式第33号による督促状であって、バーコードの記載があるものにより納付される使用料、手数料、賃貸料、物品売払代金、負担金及び不動産売払代金

3 委託した期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月31日まで

●金沢市告示第121号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の 2 の 2 第 1 項の規定により、次のとおり規約を定め、石川中央都市圏域消防通信指令事務協議会を設置したので、同法第252条の 2 の 2 第 2 項の規定により告示します。

令和 8 年 4 月 1 日

金沢市長 村 山 卓

石川中央都市圏域消防通信指令事務協議会規約

（協議会の目的）

第 1 条 この協議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の 2 の 2 第 1 項の規定に基づき、複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、住民の期待と信頼に応える消防サービスの高度化を図るため、消防通信指令に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的とする。

（協議会の名称）

第 2 条 協議会の名称は、石川中央都市圏域消防通信指令事務協議会（以下「協議会」という。）とする。

（協議会を設ける団体）

第 3 条 協議会は、金沢市、かほく市、津幡町及び内灘町並びに白山野々市広域事務組合（以下「関係団体」という。）がこれを設ける。

（協議会の担任する事務）

第 4 条 協議会は、関係団体の区域における災害通報の受信、出動指令、通信統制及び情報の収集伝達の事務を管理し、及び執行するものとする。

2 前項に基づき管理し、及び執行した事務は、関係団体が行ったものとして、その責任を有する。

（協議会の事務所）

第 5 条 協議会の事務所は、金沢市泉本町 7 丁目 9 番地 2 金沢市消防局内に置く。

（協議会の組織）

第 6 条 協議会は、会長 1 人、副会長 4 人及び委員 5 人（以下これらを「委員等」という。）をもってこれを組織する。

（会長及び副会長）

第 7 条 会長及び副会長は、それぞれ関係団体の長が協議により定めた関係団体の消防長の職にある者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した副会長がその職務を代理する。

4 会長及び副会長は、非常勤とする。

（委員）

第 8 条 委員は、関係団体の消防職員のうちから、関係団体の消防長が協議により定めた職にある者をもって充てる。

2 委員は、非常勤とする。

（職員）

第9条 協議会の担任する事務に従事する職員（以下「職員」という。）の定数及び当該定数の関係団体間の配分については、関係団体の消防長が協議により、これを定める。

2 関係団体の消防長は、前項の規定により配分された定数の職員を、それぞれの消防吏員のうちから選任するものとする。

3 会長は、職員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は職員に職務上の義務違反その他職員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

（事務処理のための組織）

第10条 会長は、会議を経て、協議会の担任する事務を処理するために必要な組織を設けることができる。

（会議）

第11条 会議は、協議会の担任する事務の管理及び執行に関する基本的な事項を決定する。

（会議の招集）

第12条 会議は、会長がこれを招集する。

2 委員等の3分の1以上の者から会議の招集の請求があったときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき事項とともに、会長があらかじめこれを副会長及び委員に通知しなければならない。

（会議の運営）

第13条 会議は、委員等の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。

（関係団体の長等の名においてする事務の管理及び執行）

第14条 協議会がその担任する事務を関係団体の長又は消防長の名において管理し、及び執行する場合においては、協議会は、特に定める場合を除き、当該事務に関する金沢市の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）を関係団体の当該事務に関する条例等とみなして、当該事務をその定めるところにより管理し、及び執行するものとする。

2 金沢市は、協議会の担任する事務に関する条例等を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ、関係団体（金沢市を除く。次項及び次条第3項において同じ。）と協議しなければならない。

3 金沢市長は、協議会の担任する事務に関する条例等が制定され、又は改廃された場合においては、速やかにその旨を関係団体の長及び会長に通知しなければならない。

（経費の支弁の方法）

第15条 協議会の担任する事務の管理及び執行に要する経費は、関係団体が負担する。

2 前項の規定により関係団体が負担すべき額は、別に定める負担割合によるものとする。

3 関係団体は、前項の規定による負担金を金沢市に納付しなければならない。

（財産の取得、管理及び処分の方法）

第16条 協議会の担任する事務の用に供する財産に関しては、関係団体が協議して取得し、若しくは設置し、又は処分するものとし、当該財産の管理は、協議会がこれを行う。

2 協議会は、前項の財産の管理を行う場合においては、当該管理に関する金沢市の条例等を関係団体の当該管理に関する条例等とみなして、当該管理をその定めるところにより行うものとする。この場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

（その他の財務に関する事項）

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の財務に関しては、地方自治法に定める普通地方公共団体の財務に関する手続の例による。

（協議会解散の場合の措置）

第18条 協議会が解散した場合における事務の承継については、関係団体の長が協議して定める。

（協議会の規程）

第19条 協議会は、この規約に定めるもののほか、協議会の担任する事務の管理及び執行その他協議会に関して必要な事項について規程を設けることができる。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定によるA類疾病の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により次のとおり公告します。

令和8年4月1日

金沢市長 村 山 卓

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
麻しん風しん第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで	別冊「金沢市A類疾病定期予防接種承諾医療機関一覧」（登載省略）のとおりに
麻しん風しん第2期	5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者		
ジフテリア・百日せき・破傷風第1期	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者		
ジフテリア・百日せき・不活化ポリオ・破傷風・インフルエンザ菌b型第1期	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者		
ジフテリア・破傷風第2期	11歳以上13歳未満の者		
日本脳炎第1期	生後6月から生後90月に至るまでの間にある者 平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者であって20歳未満の者		
日本脳炎第2期	9歳以上13歳未満の者 平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者であって9歳以上20歳未満の者		
麻しん第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者		
麻しん第2期	5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者		
風しん第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者		
風しん第2期	5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者		
風しん第5期	昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性		
不活化ポリオ第1期	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者		
結核（BCG）	1歳に至るまでの間にある者		
小児用肺炎球菌	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者		

インフルエンザ 菌 b 型	生後 2 月から生後60月に至るまでの間にある者		
子宮頸がん	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる 日の属する年度の末日までの間にある女子		
水痘	生後12月から生後36月に至るまでの間にある者		
B型肝炎	1 歳に至るまでの間にある者		
ロタウイルス感 染症	生後 6 週に至った日の翌日から、生後32週に至る 日の翌日までの間で予防接種法施行令第 1 条の 3 第 1 項の表ロタウイルス感染症の項の厚生労働省 令で定めるワクチンの種類ごとに同項の厚生労働 省令で定める日までの間にある者		
R S ウイルス感 染症	妊娠28週から妊娠37週に至るまでの間にある者		

2 予防接種の対象者から除かれる者

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (5) 麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
- (6) 風しん第 5 期に係る予防接種の対象者にあつては、風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者
- (7) 結核に係る予防接種の対象者にあつては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
- (8) B型肝炎に係る予防接種の対象者にあつては、HBs 抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であつて、抗HBs 人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのあるもの
- (9) ロタウイルス感染症に係る予防接種の対象者にあつては、腸重積症の既往歴のあることが明らかな者、先天性消化管障害を有する者（その治療が完了したものを除く。）及び重症複合免疫不全症の所見が認められる者
- (10) (2)から(7)まで（(6)を除く。）及び(9)に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

3 長期にわたる疾患のため予防接種の対象者であった間に予防接種を受けることができなかった場合

予防接種（ロタウイルス感染症及びRSウイルス感染症を除く。）の対象者であった者であつて、当該予防接種の対象者であった間に、長期にわたり療養を必要とする疾病で予防接種法施行令第 3 条第 2 項の厚生労働省令で定めるものにかかったことその他の同項の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該予防接種を受けることができなかったと認められるものについては、当該特別な事情がなくなった日から起算して 2 年を経過する日までの間、予防接種を受けることができる。ただし、ジフテリア・百日せき・不活化ポリオ・破傷風・インフルエンザ菌 b 型第 1 期にあつては15歳に達するまで、結核（BCG）にあつては 4 歳に達するまで、小児用肺炎球菌にあつては 6 歳に達するまで、インフルエンザ菌 b 型にあつては10歳に達するまでの間にある場合に限る。

予防接種法（昭和23年法律第68号）第 5 条第 1 項の規定による B 類疾病の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第 5 条の規定により次のとおり公告します。

令和 8 年 4 月 1 日

金沢市長 村 山 卓

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
---------	-------------	-----------	-----------

肺炎球菌感染症 (高齢者がかかるものに限る。)	(1) 65歳の者 (2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者として予防接種法施行規則(昭和23年厚生省令第36号)第2条の5に規定する者	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	別冊「金沢市B類疾病定期予防接種承諾医療機関一覧」(登載省略)のとおり
----------------------------	---	-----------------------	-------------------------------------

2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で、当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっている者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (5) 肺炎球菌感染症(高齢者がかかるものに限る。)に係る予防接種法第5条第1項の規定による当該予防接種を受けたことのある者
- (6) (2)から(4)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

3 長期にわたる疾患のため予防接種の対象者であった間に予防接種を受けることができなかった場合

肺炎球菌感染症(高齢者がかかるものに限る。)の定期の予防接種の対象者であった者であって、当該予防接種の対象者であった間に、長期にわたり療養を必要とする疾病で厚生労働省令で定めるものにかかったことその他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該予防接種を受けることができなかったと認められる者については、特別な事情がなくなった日から起算して1年を経過するまでの間、予防接種を受けることができる。

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例(平成12年条例第11号)第11条第1項の規定によるまちづくりに関する協定(以下「協定」という。)を締結したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

令和8年4月1日

金沢市長 村 山 卓

- 1 協定を締結した相手方
長土堀・昭和会地区の住民等
- 2 協定を締結した年月日
令和8年3月19日
- 3 協定番号
49
- 4 協定の名称
長土堀・昭和会地区まちづくり協定
- 5 協定地区の区域
別図(まちづくり協定区域図)のとおり
- 6 まちづくりに係るまちづくり計画の内容

まちづくり計画の名称	長土堀・昭和会地区まちづくり計画
まちづくり計画の対象となる区域	金沢市長町3丁目の一部
まちづくり計画の対象となる区域の面積	約1.8ha
まちづくりの目標	本地区は、藩政期に加賀八家(加賀藩重臣)のひとつである村井家の下屋敷として、村井家に仕える家臣の居住地があった歴史があり、また、明治期には、隣接地に金沢製糸場が建設され本市の近代産業の先駆けとなった地区でもある。現在も藩政期の通りが残り、大野庄用水の潤いと共に、文教地区として良好な住環境が形成されている。 今後も本地区の歴史性を重視し、周辺環境と調和した落ち着いた住環境の維持を図ることで、住民が誇りを持って暮らせるまちづくりを目標とする。

まちづくりの方針	まちづくりの目標の実現に向けて、以下をまちづくりの方針とする。 (1) 住む人が増え、にぎわいのあるまちづくり (2) 安心して子育てができる、美しく魅力のあるまちづくり (3) 住民同士が協力し、地域のつながりを大切にするまちづくり	
その他住み良いまちづくり	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物を建築してはならない。用途を変更する場合も同様とする。ただし、(8)については、令和8年3月19日（協定締結日）に現に修繕又は模様替の工事中の建築物の敷地において、同日以後にその敷地に同一の用途の建築物を建築する場合は、この限りでない。 (1) 畜舎又は葬儀場 (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (3) 事務所、店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する部分の床面積の合計が150㎡を超えるもの (4) 自動車教習所又は自動車修理工場 (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（に）項第3号に掲げる運動施設 (6) 建築基準法別表第2（と）項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150㎡を超えるもの (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第7項各号（無店舗型性風俗特殊営業）、第8項（映像送信型性風俗特殊営業）、第10項（無店舗型電話異性紹介営業）及び第13項各号（接客業務受託営業）に掲げる営業の用に供するもの (8) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項（旅館・ホテル営業）及び第3項（簡易宿所営業）に掲げる営業の用に供するもの (9) 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項（住宅宿泊事業）に掲げる事業の用に供するもの
を推進する	建築物等の形態又は意匠の制限	（屋外広告物等） 屋外広告物等は、地域の景観に配慮した素材やデザインで都市景観上支障のないものとし、屋根面及び屋上に設置しないものとする。
ために必要な事項	土地利用等の制限 その他	新たに土地、建築物等を利用し、又は活用しようとする者（従前の用途を変更する場合も含む）は、事前に昭和会（以下「町会」という）と協議しなければならない。 (1) 悪臭及び騒音等による生活環境の悪化防止に努める。また、苦情があったときは、誠意をもって対応する。 (2) たばこやゴミのばい捨てをしないように努める。 (3) 定期的な美化清掃に努める。 (4) 空き地及び空き家等の所有者及び管理者は、管理を徹底するなど出火の防止、防犯等の地域安全及び環境保全の対策を講じなければならない。 (5) 駐車場の所有者及び管理者は、定期的に雑草の除去等の環境整備に努める。 (6) 自動車の走行速度の低減を心がけるとともに、安全で快適に歩けるまちづくりの推進に努める。 (7) 地域の振興を図るため、町会への加入等により相互協力するよう努める。 (8) 夜間に管理人が不在となる施設は、夜間時の連絡先を町会へ通知する。 (9) 地域において実施される地域活動等に積極的に参加及び協力をし、良好な近隣関係の醸成に努める。 (10) 冬期間の道路除雪は、事業者も含め相互に協力し、地域が主体となって取り組む。 (11) 地震等災害時においては、住民同士の協力のもと、お年寄り、子ども等災害弱者の避難所への誘導に努める。

長土堀・昭和会地区まちづくり協定区域図



建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を取り消したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係図書は、金沢市都市整備局建築指導課において縦覧に供します。

令和8年4月1日

金沢市長 村 山 卓

取り消した道路の位置等

指定番号	指定取消しの年月日	取り消した指定道路の位置	延長（m）	幅員（m）
第673号	令和8年3月11日	金沢市栗崎町ヌ10番14先から10番5先まで	86.10	6.50

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を一部取り消したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係図書は、金沢市都市整備局建築指導課において縦覧に供します。

令和8年4月1日

金沢市長 村 山 卓

一部取り消した道路の位置等

指定番号	指定取消しの年月日	取り消した指定道路の位置	延長（m）	幅員（m）
第510号	令和7年11月11日	金沢市山科1丁目63番2先から46番先まで	189.00	4.60
第35号	令和8年3月11日	金沢市長坂1丁目152番2先から154番1先まで	57.00	4.60

公 営 企 業 公 告

金沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和47年条例第44号）第5条の規定により、下水道事業受益者負担金の賦課対象区域を次のように定めます。

令和8年4月1日

金沢市公営企業管理者 松 田 滋 人

第3負担区

泉本町1丁目、久安6丁目及び山科1丁目の各一部

第4負担区

諸江町及び柳橋町の各一部

第5負担区

鈴見台1丁目及び桂町の各一部

第6負担区

観音堂町、北間町、須崎町及び東蚊爪町の各一部

第7負担区

磯部町及び南森本町の各一部

令和8年(2026年)4月1日 発行

発行人

発行所

編 集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄